

議案第 5 3 号

山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 5 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例
山陽小野田市立保育所条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 0 8 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

| 名称 | 位置 | 定員 |
|----------------|---------------------------|---------|
| 山陽小野田市立日の出保育園 | 山陽小野田市日の出二丁目 5 番 2 8 号 | 1 2 0 人 |
| 山陽小野田市立厚陽保育園 | 山陽小野田市大字郡 3 5 1 0 番 地 | 6 0 人 |
| 山陽小野田市立ねたろう保育園 | 山陽小野田市桜二丁目 3 番 2 1 号 | 1 4 0 人 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第53号参考資料

山陽小野田市立保育所条例 新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------------------------|-----------------------|------|------------------------------|------------------------|------|
| (名称、位置及び定員) | | | (名称、位置及び定員) | | |
| 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。 | | | 第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | 定員 | 名称 | 位置 | 定員 |
| 山陽小野田市立日の出 保育園 | 山陽小野田市日の出二丁目 5番28号 | 120人 | 山陽小野田市立日の出 保育園 | 山陽小野田市日の出二丁目 5番28号 | 120人 |
| 山陽小野田市立厚陽保 育園 | 山陽小野田市大字郡 3510番地 | 60人 | 山陽小野田市立下津保 育園 | 山陽小野田市大字郡 2045番地1 | 60人 |
| 山陽小野田市立ねたろ う保育園 | 山陽小野田市桜二丁目3番 21号 | 140人 | 山陽小野田市立厚陽保 育園 | 山陽小野田市大字郡 3510番地 | 60人 |
| | | | 山陽小野田市立津布田 保育園 | 山陽小野田市大字津布田1 065番地1 | 45人 |
| | | | 山陽小野田市立出合保 育園 | 山陽小野田市大字山野井2 746番地3 | 120人 |